

はじめに

令和5年度税制改正では、実務に影響を及ぼす項目が多く盛り込まれました。

主なものとしては、資産税関係では、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築という観点から、相続時精算課税においても暦年課税と同水準の基礎控除が創設されました。

また、暦年課税においては相続開始前贈与の加算期間が7年に延長されました。

消費税関係では、いわゆるインボイス制度について、免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るための激変緩和措置などが設けられました。

その他、電子帳簿保存制度では、システム対応が間に合わなかった事業者等への対応として新たな猶予措置が盛り込まれたほか、電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件が見直されました。

本小冊子では、令和5年度税制改正の中から、実務上重要と思われるものを取り上げました。皆様方の日々の実務に少しでもお役に立つようであれば幸いです。

令和5年度税制改正のポイント 目次

1 法人税関係	
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充	1
(2) 研究開発税制の見直し	2
(3) 暗号資産の評価の見直し	4
2 所得税関係	
(1) NISAの抜本的拡充と恒久化	5
(2) スタートアップへの再投資に対する非課税措置の創設	6
(3) 個人事業主の各種届出書の簡素化	7
(4) 源泉徴収票の提出方法等の見直し	8
3 消費税関係	
(1) インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置	9
(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置	10
(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し	10
(4) 登録手続の見直しと登録申請の手続柔軟化	11
4 資産税関係	
(1) 相続時精算課税制度の見直し	13
(2) 暦年課税における相続前贈与の加算の見直し	14
(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	15
(4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	16
(5) 一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し	17
5 納税環境整備	
(1) 電子帳簿保存制度の見直し	18
(2) 加算税制度の見直し	21
その他の主な税制改正	22
延長・廃止された主な税制	24

令和5年度税制改正のポイント

1 法人税関係

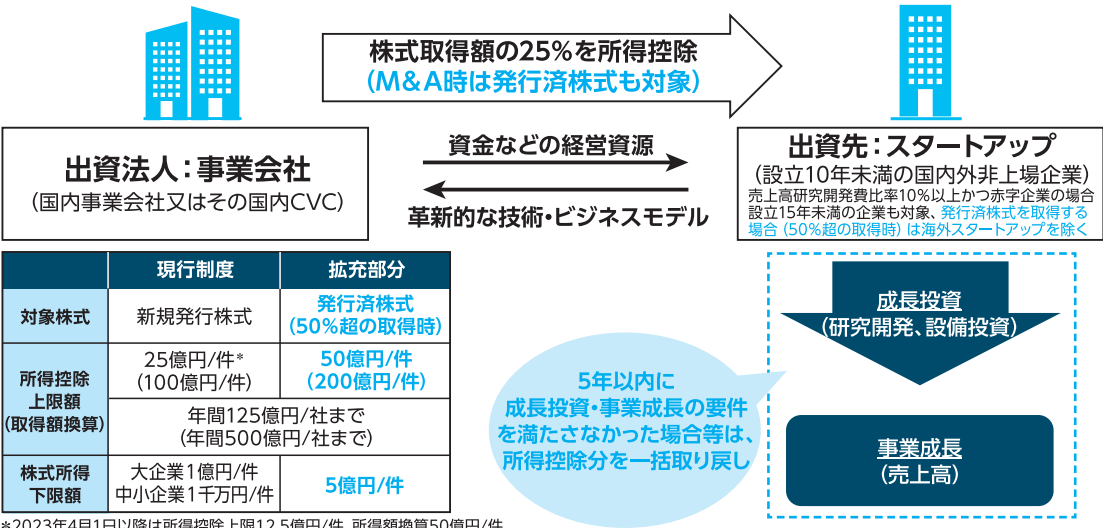
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充

旧	法：特定株式の取得要件について、新規発行株式に限定
新	法：発行済株式を取得した場合も制度の適用対象とする

改正内容

M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略です。このため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しする観点から、オープンイノベーション促進税制について、M&A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる拡充が行われました。その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがそのまま継続する仕組みが設けられました。

※青字部分、青枠内が拡充部分



成長要件の全体像

A	成長投資 類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
			成長投資	事業成長
A	売上高 成長類型	—	—	● 売上高 ≥ 33億円 ● 売上高成長率 ≥ 1.7倍
B	成長投資 類型	● 売上高 ≤ 10億円 ● 売上高に対する研究開発費 + 設備投資 (減価償却費) の比率 ≥ 5%	● 研究開発費 ≥ 4.6億円 研究開発費成長率 ≥ 1.9倍 又は ● 設備投資 (減価償却費) ≥ 0.7億円 設備投資 (減価償却費) 成長率 ≥ 3.0倍	● 売上高 ≥ 1.5億円 ● 売上高成長率 ≥ 1.1倍
C	研究開発 特化類型	● 売上高 ≤ 4.2億円 ● 売上高に対する研究開発費の比率 ≥ 10% ● 営業利益 < 0	● 研究開発費 ≥ 6.5億円 ● 研究開発費成長率 ≥ 2.4倍 ● 研究開発費増加額 ≥ 株式取得価格の15%	—

(出典：経済産業省資料)